別記様式第二号(第4条関係)

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号。以下「法」という。)第10条第3項の規定により通報します。

年　　月　　日

(対象施設の管理者)　殿

操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	月　日　時　分から　時　分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行を行う区域		
公務操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
公務操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名称 事務所の所在地 担当者の氏名 電話番号	
船舶	名称 船舶番号等 船種 船籍港 総トン数 連絡手段	
機器の種類		
機器の特徴		

製造者		名称	
製造番号		登録記号	
色		大きさ	

積載物	
その他の 特　　徴	
外　　観	
（写真）	
備　　考	

備考1　小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。なお、法第2条第1項第3号に掲げる対象施設及びその周辺敷地等の上空において行う小型無人機等の飛行は、法第10条第2項の規定により、同項第1号に掲げる対象施設の管理者又はその同意を得た者に限り行うことができることに留意すること。

2　公務操縦者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

3　小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

4　船舶欄には、操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

5　機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は同条第4項に定める特定航空用機器のいずれに該当するかを記載すること。

6　製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

7　登録記号欄には、航空法第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。

8　不要の欄は、斜線で消すこと。

9　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。